

きたもとし
北本市

だいろつきしょうがいふくしけいかく
第六期障害福祉計画

だいにきしょうがいじふくしけいかく
第二期障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

がいようばん
【概要版】

れいわ ねん がつ
令和3(2021)年3月

1. 計画策定の背景

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即して定めるものとされています。また、策定に当たっては、これらを一体のものとして作成することができるものとされています。

この計画は、これらを踏まえて策定した「北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」が令和2年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの成果や新型コロナウイルス感染症の拡大といった新たな社会情勢の変化も考慮し、令和3年度以降の障がい福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定め、もって障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に策定するものです。

2. 計画の基本的な考え方

- ① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組

3. 計画の期間

北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026

第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現		
北本市第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画	北本市第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画	北本市第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画
北本市高齢者福祉計画2018 第7期介護保険事業計画	北本市高齢者福祉計画2021 第8期介護保険事業計画	北本市高齢者福祉計画2024 第9期介護保険事業計画

きたもととしょうがいしゃふくしけいかく かんけい
4. 北本市障害者福祉計画との関係

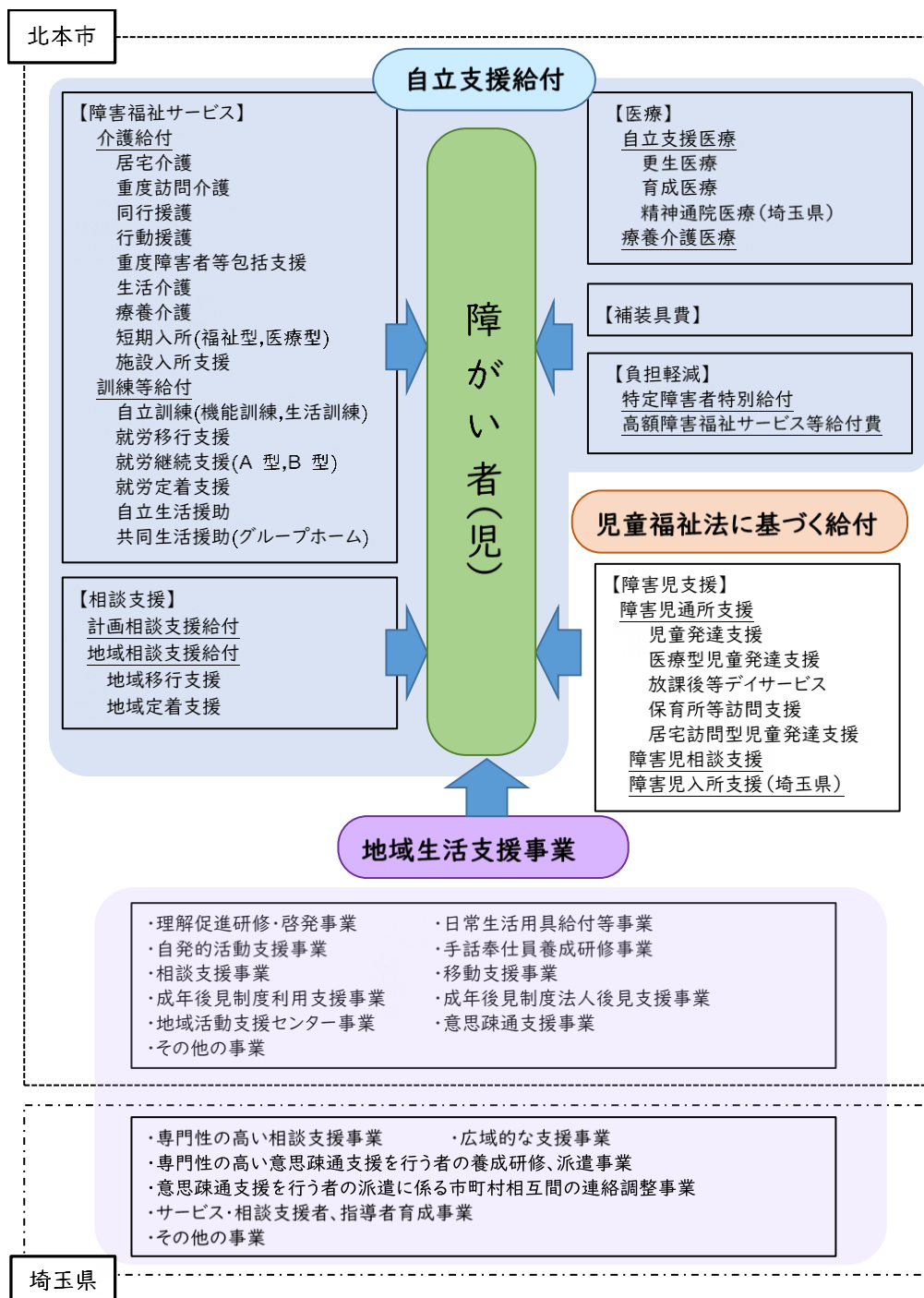
本計画は、障害者基本法第11条に基づく障害者計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画（「支えあい、ともに暮らしあうまち北本」の実現）」（計画期間：平成29（2017）年度から令和8（2026）年度まで）を策定しました。

本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

しょう しゃ じ たいしょう さーびす ぜんたいぞう
5. 障がい者（児）を対象としたサービスの全体像

■ 障害者総合支援法に基づくサービス体系



成果目標の設定

各項目の目標のうち、市町村が設定する事項について、国の基本指針及び埼玉県の考え方を踏まえ、本市の考え方を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

元年度末時点の入所者52人のうち4人(7.6%相当)が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

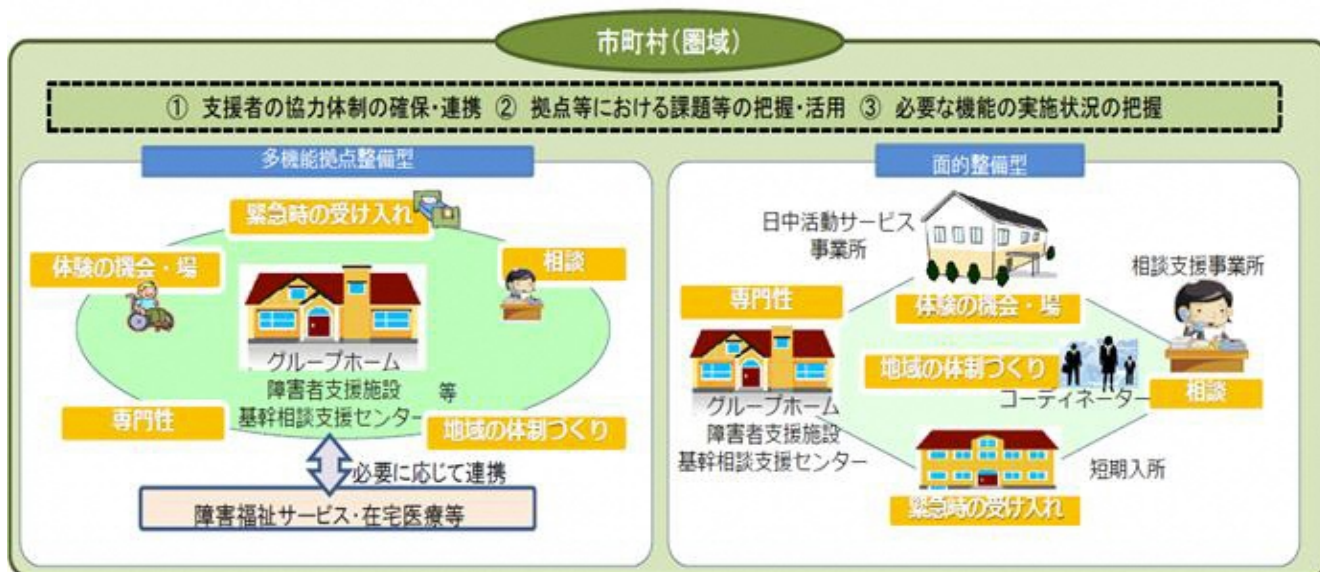
本市では、埼玉県の考え方のとおり成果目標を設定しないこととします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、地域生活支援拠点を令和2年度に整備済ですが、引き続きその機能の充実のため、市内に不足している障害者支援施設等の居住機能を持つ施設の誘致に努めます。

また、地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討については、国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり、年1回以上の検証及び検討の実施を目標とします。

■地域生活支援拠点のイメージ (厚労省障害保健福祉関係系主管課長会議資料より)



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5年度の福祉施設から一般就労への移行者数については、12人を目標とします。
- 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数については、令和5年度末の移行者数 10人を目標とします。
- 就労継続支援A型事業とB型事業利用者の一般就労への移行者数については、令和5年度末の移行者数を それぞれ2人を目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度末の利用者数 9人を目標とします。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- 令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置。
⇒ 設置済み
- 令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築。
⇒ 構築済み
- 令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置。
⇒ 市または圏域において1箇所以上確保
- 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置。
⇒ 設置済み
- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置。
⇒ 配置済み

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保。
⇒ 確保済み（基幹相談支援センターの設置）

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 本市では、職員が研修等を活用し、障害福祉サービスに係る知識を習得することは業務を遂行する上で不可欠であると考えます。また、事業所と請求に係る審査結果を共有し、適正な運営を行う事業所を増やすことで、請求の過誤に伴う事務負担を軽減し、サービスの質の向上に結びつけたいと考えます。

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 訪問系サービス	訪問系サービス	利用者数	82人	82人	83人	(1か月あたり)
		利用時間	1,640時間	1,640時間	1,660時間	(1か月あたり)
(2) 日中活動系サービス	①生活介護	利用者数	172人	177人	181人	(1か月あたり)
		利用日数	3,784人日分	3,894人日分	3,982人日分	(1か月あたり)
	②自立訓練	機能訓練利用者数	2人	2人	2人	(1か月あたり)
		機能訓練利用日数	44人日分	44人日分	44人日分	(1か月あたり)
		生活訓練利用者数	7人	7人	7人	(1か月あたり)
		生活訓練利用日数	154人日分	154人日分	154人日分	(1か月あたり)
	③就労移行支援	利用者数	24人	24人	25人	(1か月あたり)
		利用日数	528人日分	528人日分	550人日分	(1か月あたり)
	④就労継続支援	A型利用者数	18人	19人	19人	(1か月あたり)
		A型利用日数	396人日分	418人日分	418人日分	(1か月あたり)
		B型利用者数	67人	69人	72人	(1か月あたり)
		B型利用日数	1,474人日分	1,518人日分	1,584人日分	(1か月あたり)
	⑤就労定着支援	利用者数	9人	10人	11人	(1か月あたり)
	⑥療養介護	利用者数	7人	7人	7人	(1か月あたり)
	⑦短期入所	福祉型利用者数	19人	20人	21人	(1か月あたり)
		福祉型利用日数	133人日分	140人日分	147人日分	(1か月あたり)
医療型利用者数		8人	8人	9人	(1か月あたり)	
医療型利用日数		56人日分	56人日分	63人日分	(1か月あたり)	
(3) 居住系サービス	①自立生活援助	利用者数	2人	2人	2人	(1か月あたり)
	②共同生活援助	利用者数	53人	57人	62人	(1か月あたり)
	③施設入所支援	利用者数	56人	59人	60人	(1か月あたり)
(4) 相談支援	①計画相談支援	利用者数	67人	68人	68人	(1か月あたり)
	②地域相談支援	地域移行支援利用者数	1人	1人	2人	(1か月あたり)
		地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	(1か月あたり)
(5) 障がい児支援	①児童発達支援	利用者数	29人	34人	40人	(1か月あたり)
		利用日数	377人日分	442人日分	520人日分	(1か月あたり)
	②医療型児童発達支援	利用者数	1人	1人	1人	(1か月あたり)
		利用日数	13人日分	13人日分	13人日分	(1か月あたり)
	③放課後等デイサービス	利用者数	80人	82人	83人	(1か月あたり)
		利用日数	1,200人日分	1,230人日分	1,245人日分	(1か月あたり)

			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(5) 障がい児支援	④保育所等訪問支援	利用者数	18人	19人	21人	(1か月あたり)
		利用日数	36人日分	38人日分	42人日分	(1か月あたり)
	⑤居宅訪問型児童発達支援	利用者数	2人	2人	2人	(1か月あたり)
		利用日数	2人日分	2人日分	2人日分	(1か月あたり)
	⑥障がい児相談支援	障害児相談支援利用者数	22人	22人	23人	(1か月あたり)
	⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	3人	3人	3人	(年間)
	⑧障がい児の子ども・子育て支援等	保育所等利用実人数	24人	24人	24人	(年間)
		放課後児童健全育成事業利用実人数	13人	13人	13人	(年間)
(6) 発達障がい者等に対する支援	発達障がい者等に対する支援	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者	1人	2人	2人	(年間)
		ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人	(年間)
		ピアサポート活動の参加人数	0人	0人	1人	(年間)
(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	(年間)
		保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(延べ)	45人	45人	45人	(年間)
		保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	(年間)
		精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	(年間)
		精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人	(年間)
		精神障がい者の共同生活援助(延べ)	156人	180人	204人	(年間)
		精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人	(年間)
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組	相談支援体制の充実・強化のための取組	総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	(年間)
		相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	33件	34件	35件	(年間)
		相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	4件	5件	(年間)
		相談機関との連携強化の取組の実施回数	27回	28回	29回	(年間)
(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	10人	10人	10人	(年間)
		障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	(年間)
		障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	1回	2回	(年間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 必須事業	①理解促進研修。啓発事業	研修・啓発事業の実施の有無	有	有	有 (年間)	
	②自発的活動支援事業	自発的活動支援事業の実施の有無	有	有	有 (年間)	
	③相談支援事業	障害者相談支援事業 (委託相談支援事業所)	3箇所	3箇所	3箇所	(年間)
		基幹相談支援センター (機能強化)	1箇所	1箇所	1箇所	(年間)
		自立支援協議会	設置済	設置済	設置済	(年間)
	④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人	(年間)
	⑤意思疎通支援事業	手話通訳者派遣利用実人数	35人	35人	35人	(年間)
		手話通訳者派遣件数	470件	472件	474件	(年間)
		要約筆記者派遣利用実人数	3人	3人	3人	(年間)
		要約筆記者派遣件数	11件	11件	11件	(年間)
	⑥日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	6件	6件	6件	(年間)
		②自立生活支援用具	4件	4件	4件	(年間)
		③在宅療養等支援用具	8件	9件	10件	(年間)
		④情報・意思疎通支援用具	13件	13件	13件	(年間)
		⑤排泄管理支援用具	1,434件	1,449件	1,463件	(年間)
		⑥居宅生活動作補助用具	1件	1件	1件	(年間)
		合計(件)	1,466件	1,482件	1,497件	(年間)
⑦手話奉仕員養成研修事業		研修終了見込者数	15人	15人	15人	(年間)
⑧移動支援事業	利用実人数	46人	51人	55人	(1か月あたり)	
	利用時間	308時間	309時間	310時間	(1か月あたり)	
⑨地域活動支援センター機能強化事業	箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	(1か月あたり)	
	利用実人数	30人	30人	30人	(1か月あたり)	
(2) 任意事業	①訪問入浴サービス事業	利用者数	3人	3人	3人 (1か月あたり)	
	②日中一時支援事業	利用者数	6人	7人	8人 (1か月あたり)	

きたもとし だいろつきしょうがいふくしけいかく だいに きしょうがいじふくしけいかく がいようばん
北本市 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画 (概要版)

れいわ ねん がつほっこう
令和3年3月発行

発行 北本市福祉部障がい福祉課 〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111

TEL:048-591-1111 (代表) FAX:048-592-5997